

消費税の設計シリーズ⑪

「消費税」導入の経緯と益税問題

政策調査部主任研究員

鈴木将覚

03-3591-1319

masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

- 日本では、過去に一般消費税の導入に何度も失敗したことから、「消費税」は政治的な理由により中小企業等に配慮したものとなり、その結果益税の機会が多い欠点の多い設計となった。
- しかし、「消費税」はその後の改正で免税点の引き下げや簡易課税制度の適用上限の引き下げなど、益税を縮小する数々の措置が順次実施され、今では課税ベースの広い優れたVATに成長した。
- 課税適正化に向けた今後の取り組みとしては、簡易課税の更なる改革やインボイス導入などが残されている。インボイスなしの軽減税率導入は、これまでの一連の益税対策に逆行するものである。

1. はじめに

現在、政府・与党は「消費税」に導入する軽減税率の設計を検討している（以下では、消費にかかる税という一般的な意味での消費税と税目としての「消費税」を分けることから、後者は「消費税」と括弧書きで表記する）。その際、当面はインボイスの導入が見送られ、簡易方式のインボイスを利用するか、または零細企業については簡易課税の枠組みが適用される見込みとなっている。インボイスの導入は事業者にと事務負担（法令順守コスト）がかかるため零細企業からの反対が多く、2017年4月に「消費税」率を10%に引き上げる際に導入することは政治的に難しいとされている。それは事実かもしれないが、インボイスなしの軽減税率導入は益税問題を悪化させることになるため、VAT（Value Added Tax, 付加価値税）の設計としては避けなければならないことの1つであることもまた明らかである。

「消費税」に軽減税率を導入する際に困った状況が生じるのは、そもそも「消費税」が過去において幾度もその導入に失敗し、零細企業に対して手厚い配慮を行わざるを得なくなったことに起因する。インボイスがないために免税事業者に益税が発生するという「消費税」の基本的な構造は、その導入時から現在に至るまで変わっていない。また、後述するように、「消費税」導入時は免税点（免税となる売上高の基準）や簡易課税制度の適用売上高が国際的にみて高く設定されており、そこから発生する益税が巨額に上っていた。そして、その後の「消費税」改革ではこうした益税問題への対処が主要な論点となってきた。

幸いなことに、日本では「消費税」改革が順調に進み、インボイスの導入こそ実現していないものの、「消費税」導入時から比べると益税が大きく縮小した。これによって、「消費税」は広い課税ベ-

スと単一税率を持つVATとして、曲がりなりにも国際的にみて評価できるVATに成長した。つまり、「消費税」は単一税率を守ることで、インボイスがないという制約のなかで出来る限り益税を縮小させ、事務コストの小さいVATとして一定の地位を確立したと考えられる¹。そうした状況の下で、「消費税」は今度は軽減税率導入という政治決断に直面し、新たな困難を抱えることとなった。

本稿では、こうした「消費税」を巡る現下の問題を考えるために、「消費税」導入の経緯を振り返り、過去に直面した困難と「消費税」導入後の益税対策の推移を検討する²。そして、今後の「消費税」改革のあり方を考えてみたい。

2. 日本の「消費税」導入の経緯①：「一般消費税」の失敗

日本で「消費税」が導入されるまでには、「一般消費税」と「売上税」という二度にわたる一般消費税の導入の失敗があった。1978年に、大平正芳首相は財政再建の必要性から幅広い財・サービスに対して課税する一般消費税の導入が必要であると認識し、1980年より「一般消費税」を実施することを考えた。ここで、一般消費税とは広い範囲の財・サービスに課される間接税(general consumption tax)を指し、括弧書きの「一般消費税」は大平内閣が提唱した税を表す。

しかし、当時は日本鉄道建設公団の不正な出張問題に端を発した「公費天国キャンペーン」が連日のようにマスコミで取り上げられ、「一般消費税」構想は1979年9月の衆議院解散の直後から急速に雲行きが怪しくなった。国会でも「一般消費税」に反対する動きが広まった。このため、大平首相は総選挙を控えて「一般消費税」の導入を断念せざるを得なくなったが、それにもかかわらず翌月の総選挙で与党の自由民主党(自民党)は惨敗した。「一般消費税」が不人気であった背景には、それが財政再建を目的として掲げられたことに対して、それよりも先に歳出の徹底的な見直しや不公平税制の是正が求められたことがあった。また、大平首相が「一般消費税」の導入の手順を急ぎ過ぎたことも、国民の反発を招いたと言われている。

1979年12月には「財政再建は、一般消費税(仮称)によらず」とする「財政再建に関する決議」が国会で採択され、一般消費税に対する逆風はさらに強まった。この決議によって、原則として財政再建のために「一般消費税」を使うことができなくなってしまった。形式的には、同決議で否定されたのは「一般消費税(仮称)」という大平首相が提案した税のイメージであったものの、政治的にはやはり一般消費税全般の導入が困難なものとなった。

このように圧倒的な反対により立ち消えとなった「一般消費税」構想ではあるが、その内容はその後の「売上税」や現在の「消費税」における非課税水準、非課税品の範囲、税率等を決める上で基準とされたことから、その後も影響力を持つことになった。「一般消費税」の主な特徴は、次のようになる(石, 2009)。

- ① インボイスなしの帳簿方式。
- ② 非課税品目には、食料品と社会保険医療が含まれる。
- ③ 免税点(免税事業者の基準)は、年間売上高 2,000 万円。

- ④ 年間売上高 4,000 万円以下の事業者は「簡易課税方式」を選択することができる。
- ⑤ 年間売上高 4,000 万円以下の事業者に「限界控除」が設けられる。
- ⑥ 税率は 5%（地方消費税を含む）。

3. 日本の「消費税」導入の経緯②：「売上税」の失敗

「消費税」に向けた2度目の挑戦は、1982年11月に発足した中曽根康弘内閣による「売上税」である。中曽根首相は、米国のレーガン大統領の「公平、簡素、経済成長」の3つを基本方針とした税制改革に刺激を受け、日本の抜本的な税制改革に関心を持つようになったと言われている。中曽根首相は「大型間接税と称するものはやらない」との公約を掲げ、1986年7月の衆参同日選挙を戦い、衆議院では304議席という圧倒的な勝利を収めた。そのため、選挙後に「売上税」構想が出されると、野党は政府を激しく批判し、マスコミは明確な公約違反であるとの論陣を張った。中曽根首相は、過去の失敗から一般消費税の導入は難しいと考え、当初は蔵出し税（下記A案）のようなものを念頭に置いていたようであるが、実際に具体化された「売上税」案は大型間接税となった。

政府税制調査会において提案された「売上税」案は、下記のA～C案の3つのタイプである（「税制の抜本的見直しについての答申」1986年10月）³。

A案：「製造業者売上税」

「蔵出し税」と呼ばれるもので、製造業者のみが納税義務者となる間接税。「製造業者売上税」は、課税対象品目が少なく、課税事業者となる中小企業が少ないのが長所である。一方で、「製造業者売上税」は課税ベースが狭いため、相対的に税率が高くなり、製造業とそれ以外を分ける線引きの問題が生じるという欠点もあった。

B案：「事業者間免税の売上税」

製造、卸、小売のいずれかの段階で一度だけ課税するという方式の間接税。課税ベースにサービスを含むことから、A案と比べると課税ベースは広い。しかし、新しい税制であり、制度がわかりにくいという問題があった。

C案：「日本型付加価値税」

欧州型のVATであり、サービスを含む取引の各段階で納税が行われ、経済活動に対して最も中立的。インボイスによって税の価格への転嫁が行いやすく、納税に関する自己制御機能も期待できる⁴とされた。一方で、多段階の課税であるため、他の案に比べ納税者数が多く、納税者の理解を得るのに時間を要するという問題があった。

このうち、当然のことながら、C案が最も優れているとされた。しかし、これでは中曽根首相の「大型間接税と称するものはやらない」という公約に反することとなる。そこで、政府・与党は免税点を高

くして、非課税品目を増やし、税率を低めのものにすることを考えた。具体的には、次の2点を含む方針が示された（自民党税制調査会「税制改革の基本方針」1986年12月）。

- ① 免税点を1億円とかなり高い水準に設定し、事業者の87%を納税義務者から外す。
- ② 中小事業者のための簡易課税制度の創設を認め、また多くの品目を非課税品目とする。

しかし、上記②については課税品目と非課税品目の線引きが難しく、例えば食料品非課税の原則の下で飼料が非課税とされる一方で肥料が課税とされ、漁船や冷凍トラックが非課税とされる一方で冷凍倉庫が課税とされるなど、全体的に課税・非課税の区分が恣意的なものになってしまった。こうした恣意的な線引きは、「課税、非課税はクイズもの」との批判を生み、「売上税」の評判を傷つけることになった。こうした状況は、現在みられる「消費税」の軽減税率の対象品目を巡る議論にも通じるものがあるように思われる。

当時「売上税」の反対の先頭に立ったのは、繊維業界や流通業界である。これらの業界からは、取引経路や決済形態が複雑で新税への対応が困難であるとの意見が表明された。また、大平内閣の一般消費税の時と同様に、新税の構想が打ち出されてから内容の詰めまでに要した時間が短すぎるとの不満も漏れた。そして、政治的な動きとしては、日本社会党の土井たか子委員長の「ダメなものはダメ」と「売上税」を一刀両断に切り捨てる態度が社会の喝采を浴びた。こうした状況の下で、各所からの反対を受けた「売上税」法案は、結局一度の国会審議も行われぬまま廃案にされてしまった。

4. 日本の「消費税」導入の経緯③：「消費税」の誕生

「消費税」導入に成功したのは、1987年11月に発足した竹下登内閣である。竹下内閣では、抜本的税制改革がなお道半ばであるとの認識の下で新たな抜本的税制改革が模索され、間接税についても「売上税」の失敗を踏まえて、再び一般消費税の導入が検討された。「売上税」の失敗の反省から、政府税制調査会では参考人意見聴取や地方公聴会が重ねられ、一般消費税に対する理解を広めるための広報活動が積極的に行われた。「消費税」の設計に関わる具体的な作業としては、政府税制調査会が「税制改革についての中間答申」（1988年4月）を、自民党税制調査会が「税制の抜本改革大綱」（1988年6月）をそれぞれ公表し、政府はこれらを受けて1988年7月29日に「消費税」を含む税制改革関連の6法案を国会に提出した。

「消費税」関連法案は、リクルート問題や潜水艦などしおの衝突事件などの影響を受け、なかなか審議に入ることができず、また審議が開かれた後も与野党が対立した。しかし、衆議院では与野党の間で公式、非公式の折衝が重ねられ、1988年11月15日深夜から16日朝にかけて自民党、公明党、民社党の間で「消費税」に関して「転嫁に係る義務規定の明確化、1989年9月30日までの弾力的運営に係る規定の創設、中小企業者の事務負担等に配慮した諸措置の見直し規定の創設を図る」ことへの合意がなされた。これを受けて、11月16日午後の衆議院本会議において税制改革関連6法案（修正案）が可決された。そして、同24日には参議院本会議で日本社会党と日本共産党がいわゆる「牛歩戦術」（各議員

が投票箱までゆっくりと歩き、投票を長引かせる戦術)をとるなかで採決が行われ、税制関連6法案が可決・成立した(施行は1989年4月1日)。

5. 「消費税」のその後の改正

このような苦難の末に、ようやく日本でもVATが導入されることになったが、このとき成立した「消費税」は欧州諸国で典型的にみられるVATとはいくつかの点で異なるものとなった。導入時の「消費税」の主な特徴は、次のようにまとめられる(石, 2009)。

- ① インボイスなしの帳簿方式: 中小事業者の事務負担を考慮して、インボイスの導入が見送られた。
- ② 広い課税ベース: 「売上税」のときの51品目とされていた非課税品目が大きく削減され、税の性格から課税対象とすることになじまないもの(土地の譲渡・貸付、利子・保証料・保険料など)を除くと、非課税品目は社会保険医療などのごく限られた項目に限定された。
- ③ 年間課税売上高3,000万円の免税点: 欧州諸国のVATに比べて数倍の水準に設定された。
- ④ 年間課税売上高5億円以下の事業者に適用される簡易課税制度: 付加価値が売上に一律20%(卸売業者10%)を乗じて計算され、これに税率3%を掛けて税額が求められた。すなわち、売上の0.6%が消費税額とされたが、売上に対する付加価値の割合が20%よりも高い企業では、本来納税すべき消費税額よりも実際の納税額が少なくなり、益税が発生した。
- ⑤ 年間課税売上高6,000万円以下の事業者に適用される限界控除制度: 免税点の3,000万円を超えると納税額が一気にゼロから跳ね上がることを抑制するために導入された。同制度がなければ、売上が3,000万円になると納税額がゼロから18万円に一気に跳ね上がる。そこで、限界控除制度では限界控除(=本来の納税額×(6,000万円-課税売上)÷3,000万円)を本来の納税額から差し引くことができるとされ、これによって売上が3,000万円から6,000万円にかけて納税額が漸増することになった。
- ⑥ 税率は3%(地方譲与税を含む)。

上記の①及び③~⑤は、全て中小事業者に対する配慮から行われた措置である。日本の「消費税」は、過去2度にわたる導入の失敗を経たことから、その導入当初は多くの事業者に配慮した制度となった。中小企業者の協力を取り付けるために、インボイス導入は諦め、高い免税点を設定し、簡易課税制度や限界控除制度が導入された。当時、政府は不完全なものでとりあえず「消費税」を導入し、それから徐々に修正していくことを考えていたようである。しかし、そのような不完全な「消費税」によって免税事業者に益税が発生することになり、納税者に不公平感が広がった。

そこで政府は、「消費税」導入直後からその設計の見直しを図った。例えば、1990年10月に公表された政府税制調査会「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」では、簡易課税や限界控除がもたらす益税についてはそれを縮小させる方針が示された。そして、その後1991

年10月、1997年4月など数回にわたる重要な「消費税」改革によって、益税は実際に大きく縮小していくこととなった。「消費税」創設時から今までの主な改正点は、概ね次のようにまとめられる(図表1)。

第1に、免税点の引き下げである。前述のように、免税点は「消費税」導入時には3,000万円に設定されたものの、これは国際的にみて高すぎる水準であった。そこで、長い議論の末に、免税点は2004年4月に1,000万円まで引き下げられた。石(2009)によれば、免税点が3,000万円の時免税事業者は事業者全体の62%を占めていたが、免税点が1,000万円に引き下げられると免税事業者の割合は39%まで低下した。また、2004年度に新たに課税事業者として加わった零細事業者の大半は記帳も行っていない白色申告事業者であり、それらが大量に「消費税」の課税事業者として加わることで税務当局は大変な対応を迫られたという。こうした点を考慮すれば、日本の「消費税」の免税点は妥当な水準まで引き下げられたとの評価ができるのではないと思われる。

第2に、簡易課税制度の改正である。簡易課税制度は、一定水準以下の課税売上高を持つ事業者がみなし仕入率を使って納税額を計算できる制度である。これを用いることで事業者の納税事務は簡素化されるが、みなし仕入率が実際の仕入率よりも高く設定されている場合には益税が発生するという問題がある。簡易課税制度は、「消費税」導入時にはその適用対象となる事業者の課税売上高が5億円以下とされ、かなり広い範囲での適用が認められていた。その後、適用対象となる事業者の範囲が狭められ、適用上限売上高は1997年度には2億円に、2004年度には5,000万円に引き下げられた。こうした改正によって、益税は大きく制限されたと考えられる。

みなし仕入率をみると、導入時は90%と80%の2区分だけであり、益税が生じやすい制度になっていた。これが、1991年度には60~90%の4区分に、1997年度には50~90%の5区分に、2015年度には40~90%の6区分に細分化された。みなし仕入率の区分は業種別に定められており、例えば1997年度以降の仕入率は第1種事業(卸売業)が90%、第2種事業(小売業)が80%、第3種事業(製造業等)が70%、第4種事業(その他)が60%、第5種事業(不動産業、運輸・通信業、サービス業)が50%となっていた(図表2)。2015年度からは第4種の金融業及び保険業と第5種の不動産業についてみなし仕入率が引き下げられ、それぞれ50%と40%になった。

図表1 「消費税」の主な制度改正

| 1989年度 (「消費税」創設時) | 1991年度 | 1997年度 | 2004年度 | 2015年度 |
|---|--------------------------------|------------------------------------|---------|---------------------------------------|
| ① 免税点制度 ・適用上限 3,000万円 | | | 1,000万円 | 同左 |
| ② 簡易課税制度 ・適用上限 5億円 ・みなし仕入率 90%、80%の2区分 | 4億円 90%、80%、70%、 60%の4区分 | 2億円 90%、80%、70%、 60%、50%の5区分 | 5,000万円 | 同左 90%、80%、70%、 60%、50%、40%の6区分 |
| ③ 限界控除制度 ・適用上限 6,000万円 | 5,000万円 | 制度の廃止 | | |

(資料) 政府税制調査会資料より、みずほ総合研究所作成。

しかし、現在でも全体的にはみなし仕入率の実態と比べて高すぎるという問題が残されている。会計検査院（2012）によれば、法人と個人事業者を合わせた課税仕入率はみなし仕入率をいずれの事業においても下回っている（図表3）。特に、第5種事業についてはみなし仕入率が50%であるのに対して課税仕入れ率が32.4%と両者に大きな乖離がみられる。また、サービス業のなかでは弁護士や税理士といった「士業」事業者の実際の仕入率は50%よりもかなり低い水準であり、簡易課税制度のみなし仕入れ率との乖離によりかなりの益税が発生していることが指摘されている（森信、2013）。実際の課税仕入率とみなし仕入率の差を埋める制度改正については、今後も必要になるものと思われる。

第3に、限界控除制度の廃止である。同制度は、「消費税」の導入を円滑に行うためのものであったが、限界控除制度による減収分は同制度の利用事業者の益税となるものであり、本来は望ましいものではなかった。それゆえ、同制度は1997年度に廃止された。

図表 2 簡易課税制度におけるみなし仕入れ率

| 事業の種類 | | みなし仕入れ率 (改正前) | みなし仕入れ率 (2015年度以降) |
|------------|---|------------------|-----------------------|
| 第1種：卸売業 | 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業 | 90% | 90% |
| 第2種：小売業 | 購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業（製造小売業は第3種） | 80% | 80% |
| 第3種：製造業等 | 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、水道業等 | 70% | 70% |
| 第4種：その他事業 | 飲食店業、その他の事業 | 60% | 60% |
| | 金融業及び保険業 | | 50% |
| 第5種：サービス業等 | 運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く） | 50% | 50% |
| | 不動産業 | | 40% |

（資料）国税庁資料より、みずほ総合研究所作成

図表 3 簡易課税制度におけるみなし仕入率と課税仕入率

| | (%) | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 第1種事業 | 第2種事業 | 第3種事業 | 第4種事業 | 第5種事業 |
| みなし仕入率 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 |
| 課税仕入率（法人，1,040事業者） | 80.4 | 70.9 | 60.5 | 45.4 | 34.6 |
| 課税仕入率（個人事業者，991事業者） | 85.2 | 76.4 | 64.0 | 52.5 | 29.3 |
| 課税仕入率（合計，2,031事業者） | 82.3 | 73.5 | 62.1 | 48.7 | 32.4 |

（資料）会計検査院（2012）より、みずほ総合研究所作成

以上のような制度改正により、「消費税」の益税規模は大きく縮小したと考えられる。鈴木（2011）によれば、1990年度の益税額は2.1～2.5兆円であったが、簡易課税の適用上限が5億円から4億円に、限界控除制度の適用上限が6,000万円から5,000万円に引き下げられたこと等から、1995年度には0.8～1.9兆円に縮小した。また、2004年度の改正により免税点が3,000万円から1,000万円に、また簡易課税の適用上限が5,000万円まで引き下げられたこと等を反映して、2005年度の益税額は0.4～0.5兆円まで縮小したとされる。つまり、「消費税」の益税は、その導入時から2000年代半ばまでにざっと5分の1に縮小したことになる。これは、税制改正としては大きな成果と言えよう。

6. その他の益税問題（「95%ルール」）

そのほか、近年注目された益税問題としては、いわゆる「95%ルール」に関わるものがある。「95%ルール」とは、課税売上が95%以上であれば課税売上を100%とみなすルールである。「消費税」が含まれている仕入に対して仕入税額控除を使うためには、売上が課税されていなければならない。日本の一括比例配分（プロラタ）方式の場合、原則として課税売上が100%である場合には仕入税額控除も100%使うことができるが、課税売上が50%である場合には仕入税額控除は50%しか使えない。

但し、「95%ルール」によって、全売上に占める課税売上の割合が95%以上であるときには仕入税額控除を100%使用することが可能となっている。このような「95%ルール」は、元々事業者の納税事務を簡素化する目的で導入されたものである。通常、事業者には預金に伴う利子収入等のある程度非課税売上があり、一括比例配分方式のような仕入税額控除の仕組みを厳密に適用すると、事業者は小さい非課税売上が全て把握した上で売上全体に占める課税売上高の割合（＝仕入税額控除の割合）を計算する必要がある。こうした煩雑な作業を避けるために、一種の割切りとして「95%ルール」が設けられたのである。

しかし、5%の差とはいえ、大企業のような仕入の規模が大きい企業では「95%ルール」の適用によって巨額の益税が生じる。例えば、土地は非課税であるため、その売却益は非課税売上になる。課税売上1億円の中小企業が土地を3,000万円で売却した場合には、課税売上割合が70%になるので仕入税額控除も70%しか使えないが、課税売上1兆円の大企業が土地を450億円で売却した場合には、課税売上割合が95.5%になり「95%ルール」が適用される（井藤，2010）。つまり、中小企業が土地を売却すると課税売上割合が大幅に変動するので、課税仕入割合に応じた仕入税額控除しか用いることができないのに対して、大企業が巨額の土地を売却する場合には課税売上の規模が大きいために、「95%ルール」が適用できて仕入税額控除を100%用いることができる。そして、実際の課税売上割合と100%の差の分だけ、大企業には益税が発生する。井藤（2010）の推計によれば、2008年度の日本のリーディング・カンパニー14社における「95%ルール」から発生した益税が119億7,600億円に上ったという。

「95%ルール」の問題は、本来中小企業の事務負担を軽減することを目的とした措置を大企業にも認めてしまったことから生じたものである。このため、「95%ルール」は2011年度税制改正で対応がとられることになり、現在は同ルールの適用は課税売上5億円以下の事業者に限定されている。

7. おわりに

以上、非常に簡単ではあるが、「消費税」導入の経緯とその後の制度改正による益税問題への対応をみてきた。全体的にみて、「消費税」はその創設時点では政治的な理由から多くの中小企業が免税事業者となり、巨額の益税が発生する制度であったが、その後の改正によって国際的にみても（一風変わった）一人前のVATへと成長したと言える。免税点の大幅な引き下げや簡易課税制度の適用対象範囲の大幅な縮小といった措置は、「消費税」の益税対策として重要な役割を果たしたと考えられる。但し、簡易課税制度については、まだみなし仕入率が実態と乖離している部分が見受けられるため、今後も益税の縮小に向けた継続的な努力が必要であろう。

益税問題の観点からみて残された最大の課題は、言うまでもなくインボイスの導入である。VATで適正な課税を行うためには課税事業者番号によってインボイスを管理することが必要である。これまで「消費税」では、税率が低かったため益税額が抑えられていたが、長期的に税率が欧州諸国並みに引き上げられる可能性があることを考えると、免税事業者に生じる益税の問題は将来無視できないほど大きなものになる。また、現在議論されているように、軽減税率が導入される場合には、インボイスがないと複数税率を利用して税額を過少に申告する新たな益税の機会が生まれる。

現在、政府は当面の措置として、軽減税率導入とともに簡易なインボイスの利用や課税売上5,000万円以下の事業者を対象にした簡易課税制度の拡大（みなし課税）を検討している。簡易なインボイスは、課税事業者番号がないという点で現在の請求書の延長であり、十分な課税の適正化にはつながらない。みなし課税の詳細は必ずしも明らかになっていないが、概ね売上や仕入に関する軽減税率の適用割合を一定の前提を置いて計算する課税方式になるとみられる。それは、現在の簡易課税方式を複雑化させ、新たな益税の機会を与えるものとなる。

政府は、こうした措置をインボイス導入までの暫定的なものと考えているようだが、「消費税」に関する過去の経験や現在まで続く零細事業者の「消費税」アレルギー等を踏まえれば、政治的な圧力で軽減税率のみが導入され、一方でインボイスの導入が妨げられることになるとの懸念も捨てきれない。仮にそうした事態が生じれば、過去に行われてきた「消費税」に関する一連の益税対策とは相容れない政策が実現することになる。逆に、軽減税率導入という政治決断をインボイス導入の好機と捉えてそれを実行に移せば、軽減税率という煩雑な政策と引き換えに、インボイスによる課税適正化という果実を手にすることができる。インボイス導入という政治的に難しい問題が解決するのであれば、軽減税率導入という弱点を伴う政策が実施されたとしても、長期的にみれば「消費税」の成熟化にとってむしろプラスになるとの思惑が税務当局や一部の与党関係者にはあるのかもしれない。そうだとしなくても、当てが外れて益税が拡大することのないように十分な配慮が必要である。

重要なことは、「消費税」の益税を縮小させた過去の努力を無駄にするような政策をとらないことである。インボイス導入や簡易課税制度の見直しなど、「消費税」の益税対策をさらに推進する政策が求められる。

【参考文献】

石弘光（2009）『消費税の政治経済学』日本経済新聞出版社

井藤丈嗣（2010）「課税売上割合が95%以上の場合に生ずる益税問題—消費税率の引上げを見据えて—」（日本税務研究センター『税研』No. 149）

会計検査院（2012）「消費税の簡易課税制度について」（会計検査院『会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書』）

財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）『昭和財政史—昭和49～63年度第4巻（租税）』財務省

鈴木善充（2011）「消費税における益税の推計」（会計検査院『会計検査研究』第43号）

鈴木将覚（2015）「消費税の設計シリーズ⑩：インボイスの重要性」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』）

森信茂樹（2013）「税制にまつわる『神話』を検証する」（時事通信社『金融財政ビジネス』12月19日）

¹ 日本の消費税において単一税率が必要とされる理由については、鈴木（2015）を参照されたい。

² 本稿は、多くの記述について、財務省財務総合政策研究所財政史室編（2003）及び石（2009）を参考にしていることを最初にお断りしておく。

³ A案はさらに2つに分けられたので、「3類型4方式」などと呼ばれた。

⁴ インボイスによる自己制御機能（牽制効果）については、鈴木（2015）を参照されたい。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。